

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県東筑摩郡波田町

2 構造改革特別区域の名称

波田町障害児（者）社会参加促進特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県東筑摩郡波田町の全域

4 構造改革特別区域の特性

（1）障害者の現状と地域の特性

波田町は長野県のほぼ中央に位置し、総面積 59.42 K m²で東西 13 km南北 15 kmの広がりがあるが、平野部は総面積の 3 割程度で、犀川の支流の梓川によって造られた河岸段丘が、標高 900mから 600m台にかけ北東に緩傾斜をなしている。

上高地の玄関口としてまた、松本市のベットタウンとして発展をし、人口は 15,403 人(平成 17 年 4 月 1 日現在)で、このうち、身体障害者数は 505 人(うち 18 歳未満 9 人)、知的障害者は 83 人(うち 18 歳未満 26 人)となっており、平成 12 年と比較すると、身体障害者は 109 人(27.5%)、知的障害者は 22 人(36.1%)と増加をしている。

65 歳以上の高齢者は 2,952 人おり、平成 12 年の介護保険実施に伴い、53 名定員の介護通所事業所が 1 ヶ所開所されているが、障害児（者）施設については、知的障害児入所施設である県立信濃学園と小規模通所授産施設が 1 ヶ所のほかは整備されていないのが現状であり、施設入所中心の福祉から地域生活への移行が進んでいる中、また今後養護学校からの卒業生が増えることが予測されることから、早急な在宅福祉サービス基盤の整備が求められている。

（2）障害者施策の基本的方向

平成 16 年度に策定した波田町障害者計画において、障害のある人もない人も誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参画できるよう「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもとに共に支え合い、「町民すべてが安心して豊か

に暮らせるまちづくり」を目指すことを基本理念とし、実現に向けて障害者施策を推進している。

計画の中で「障害のある人の地域社会での自立」を重点施策とし、これを推進していくうえで、地域における社会福祉資源を有効活用し、在宅福祉のサービス基盤の充実を図る必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

町内の知的障害児（者）のうち、学校等に通っている者及び一般就労している者以外の者は、町の小規模通所授産施設以外に日中活動の場として考えられる場所がなく、定員により小規模通所授産施設を利用できない者は自宅で過ごしているなどの実態であり、障害者の主体性、選択性を尊重する支援費制度の施行、また障害者の地域生活への移行を目指している障害者施策の動向に沿ったものとして、今後の日常生活の場としてデイサービスへの要望は強く、ますますその整備が求められている。

しかし財政的に厳しい状況にある当町においては、障害者のデイサービスを単独で設置することは困難であるため、介護保険実施に伴い整備された指定通所介護事業所を利用できることで、この点を解決できるものとする。

本特例措置である「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」を実施することは、次のような意義がある。

- (1) 知的障害者の日常の生活圏内での自立支援の推進
- (2) 障害児の保護者の負担軽減と安心の確保
- (3) 遠距離のデイサービス利用に伴う利用者の送迎における負担の軽減
- (4) 利用者の福祉サービスの選択肢の増加
- (5) 地域における社会資源の有効利用

同様の状況にある市町村は全国的にも多いものと推測され、本特区認定による事業実施によりこれら市町村への波及が見込まれる。

6 構造改革特別区域計画の目標

波田町は「町民すべてが安心して豊に暮らせる町づくり」を目指しており、障害者が住みなれた地域で生涯にわたり生活を維持するためには、社会資源の整備や地域住民の協調を進める事により支援体制を確立することが重要であると考えている。

現在、デイサービス事業について、65歳未満の身体障害者は指定通所介護事業所の利用ができるが、知的障害者及び障害児は利用ができず、また、身体障害者デイサービス事業所と知的障害者デイサービス事業の相互利用は可能であるが、障害児は利用できない状況にある。

このような相互利用についての規制により、知的障害者及び障害児の日中活動の場が

制限されていることから、規制の緩和により、指定通所介護事業所において知的障害者及び障害児の受入れを可能とすることで、在宅福祉サービスの向上と社会参加の促進を図り、町民すべてが安心して豊かに暮らせるまちづくりの実現を推進し、全国的な波及が見込まれるモデルとする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革と区別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

指定通所介護事業所での知的障害者及び障害児の受け入れが可能となることにより新規事業者の参入も期待され、事業間の競争原理によりサービスの資質が向上することで、障害者のニーズに即した多様な福祉事業の活性化が期待できるとともに、利用者の拡大が見込まれる。

(2) 社会的効果

在宅福祉の促進

身近なデイサービス施設が利用可能となることにより、在宅福祉事業の利用が促進され、知的障害者及び障害児の生活の質の向上や自立の促進が期待できる。

肉体的・精神的負担の軽減

知的障害者及び障害児自宅待機解消による保護者の負担解消及び長距離移動解消に伴う利用者及び保護者の負担軽減が期待できる。

福祉サービスの向上

実施事業所において、高齢者や障害者の特性を理解し対応できる職員の質の向上が図られることが期待できる。

8 特定事業の名称

906 指定通所介護事業者等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

番号 906

事業名 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 特区認定当初から特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

構造改革特別区域の認定当初から、次のとおり指定通所介護事業所において、知的障害者・障害児の受入れを開始する予定である。

なお、次に掲げる施設は、新たに知的障害者・障害児が通所することによる利用定員の超過はない。

事業者の名称及び所在地

名称 社会福祉法人 波田町社会福祉協議会

所在地 長野県東筑摩郡波田町 6908 番地 1

デイサービス事業所の名称及び所在地

ア) 名称 波田町デイサービスセンター

所在地 長野県東筑摩郡波田町 6908 番地 1

イ) 名称 きたはらっぱ(平成 17 年 10 月 3 日開所)

所在地 長野県東筑摩郡波田町 5712 番地 85

指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

(2) 障害児を受け入れるにあたって当該事業所が障害児関係施設から受ける技術支援の概要

障害児の受入れに関しては、障害児に適切な処遇を行うため、同町に所在する知的障害児施設信濃学園から技術支援を受けることとし、指定通所介護事業所職員が実習・研修等の機会を通じ、必要な資質を向上させる。

5 当該規制の特例措置の内容

波田町は松本市に隣接しているものの小規模な街であり、障害者(児)デイサービス事業の対象は高齢者に比べ少なく、知的障害者及び障害児デイサービス事業を実施する事業者の参入が難しい地域であるため、より身近な場所でサービスを受けることを可能とするため、地域にある指定通所介護事業所の活用が必用と判断した。

(1) 要件適合性の確認

食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数除した数が3㎡以上であること。

指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合計で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

運営主体 社会福祉法人 波田町社会福祉協議会

施設名称及び事業概要

(ア)施設名称 波田町デイサービスセンター

事業概要 施設面積 704㎡

(内、食堂及び機能訓練室の合計 159.6㎡)

利用定員 40人(平均利用者数 27人)

主な設備 機能訓練室(1)、浴室(2)、食堂(1)、静養室(1)
相談室(1)

事業内容 生活指導、機能訓練、介護サービス、介護方法の指導、健康状態の確認、送迎、給食サービス、入浴サービス

配置職員 生活相談員(4)、介護職員(13)、看護職員(4)

(イ)施設名称 きたはらっぱ

事業概要 施設面積 225 m²

(内、食堂及び機能訓練室の合計 52.8 m²)

利用定員 15人

主な設備 台所、食堂、機能訓練室、相談室、事務室、浴室、多目的室、
静養室

事業内容 生活指導、機能訓練、介護サービス、介護方法の指導
健康状態の確認、送迎、給食サービス、入浴サービス

配置職員 生活指導員(1)介護職員(2)看護師(1)

(2) 技術的支援の内容

障害児を受入れる指定通所介護施設については、知的障害児施設信濃学園から技術支援を受けることとし、職員の資質を向上させ、障害児に対しての適切な処遇が図られるようにする。